

京都市告示第143号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成20年6月2日付けで認可した笹屋町一丁目町内会の代表者変更の届出、平成16年9月7日付けで認可した沢尻町内会の代表者変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年6月3日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
笹屋町一丁目町内会 (平成21年度)	京都市上京区笹屋町通 智慧光院西入笹屋町一 丁目540番地	京都市上京区笹屋町通 浄福寺東入笹屋町一丁 目554番地
笹屋町一丁目町内会 (平成22年度)	京都市上京区笹屋町通 浄福寺東入笹屋町一丁 目554番地	京都市上京区笹屋町通 浄福寺東入笹屋町一丁 目558番地
笹屋町一丁目町内会 (平成23年度)	京都市上京区笹屋町通 浄福寺東入笹屋町一丁 目558番地	京都市上京区笹屋町通 浄福寺東入笹屋町一丁 目529番地

2 代表者の氏名

	変更前	変更後
笹屋町一丁目町内会 (平成21年度)	木村 博之	橋爪 五十治
笹屋町一丁目町内会 (平成22年度)	橋爪 五十治	猪口 和彦
笹屋町一丁目町内会 (平成23年度)	猪口 和彦	梶田 篤一
沢尻町内会 (平成22年度)	梶谷 正明	東 隆志
沢尻町内会 (平成23年度)	東 隆志	佐伯 義信

3 代表者の住所

	変更前	変更後
笹屋町一丁目町内会 (平成21年度)	京都市上京区笹屋町通 智恵光院西入笹屋町一 丁目540番地	京都市上京区笹屋町通 浄福寺東入笹屋町一丁 目554番地
笹屋町一丁目町内会 (平成22年度)	京都市上京区笹屋町通 浄福寺東入笹屋町一丁 目554番地	京都市上京区笹屋町通 浄福寺東入笹屋町一丁 目558番地
笹屋町一丁目町内会 (平成23年度)	京都市上京区笹屋町通 浄福寺東入笹屋町一丁 目558番地	京都市上京区笹屋町通 浄福寺東入笹屋町一丁 目529番地
沢尻町内会 (平成22年度)	京都市右京区京北上弓 削町東中筋12番地	京都市右京区京北上弓 削町迫尻2番地
沢尻町内会 (平成23年度)	京都市右京区京北上弓 削町迫尻2番地	京都市右京区京北上弓 削町下中筋16番地1

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)